

日下委員（公明党）

令和4年3月8日
教育長 答弁実録
（教育委員会）

（問）学校の女性個室トイレへの生理用品の常設について

東京都が、来年度から都立高校や特別支援学校など250以上ある全ての都立学校の女子トイレに生理用品を設置することを決めたことや、神奈川県大和市など、小中学校で生理用品を常備し始めた自治体もある。

また、岐阜県においては、昨年10月から取組が始まったが、生理用品を入れた箱には「困ったことや悩んでいることがあったら保健室に相談しにきてくださいね」と記してあり、そこから保健室に相談に行くことができれば、適切な支援につながる可能性もある。

全国各地の学校でこうした取組の動きがある中で、ぜひ本県においても、まずは試行的に県立学校の女子トイレへの生理用品の設置に取り組んでほしいと思うが、教育長の所見を伺う。

（答）

県立学校におきましては、児童生徒が生理用品を必要とする場合に、いつでも入手できるよう、各校の保健室に備え、提供しているところでございます。

こうした取組に加えまして、「生理の貧困」の問題をはじめとした、経済状況等の家庭環境に困難さを抱える児童生徒につきましては、早期に気づき、市町の福祉部局など関係機関による支援につなげていくことが重要であると考えております。

その対応の一環といたしましては、今後、県立学校におきましては、生理用品を必要としている児童生徒へ、多くの市町に設けられている生理用品の配付場所の周知を図る中で、市町の福祉部局との連携を深め、家庭環境等に困難さを抱える児童生徒の支援に努めてまいります。

また、県の備蓄品目である生理用品の使用期限到来前の有効活用につきましては、関係部局と連携して、検討を進めてまいりたいと考えております。